



埼玉県報

号外第 27 号
平成 27 年(2015 年)
8 月 19 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ー（八―ブロモベンゾ「一・二―*b*・四・五―*b*」ジフラン―四―イル）
プロパン―2―アミン（通称名 Bromo―DragonFLY）及びその塩類

ロ ー―ペンチル―*N*―（二―フェニルプロパン―二―イル）―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―PINA）及びその塩類
ハ ー―（五―フルオロペンチル）―*N*―（二―フェニルプロパン―二―イル）
―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―五F―PINA）及びその塩類

ニ ー―ペンチル―*N*―（二―フェニルプロパン―二―イル）―*H*―インドール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―PICA）及びその塩類

ホ ー―（五―フルオロペンチル）―*N*―（二―フェニルプロパン―二―イル）
―*H*―インドール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―五F―PICA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十七年八月二十日